

財政制度等審議会 財政投融资分科会
編成上の論点

独立行政法人日本学生支援機構

平成 27 年 10 月 21 日
財務省理財局

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

[平成 28 年度要求の概要]

(単位：億円)

区 分	28 年 度 要求額 (A)	27 年 度 計画額 (B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模	7,931	7,966	△35
財政投融资①	8,176	7,797	379
財政融資	8,176	7,797	379
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等②	△245	169	△414
財投機関債	1,200	1,200	—
再計 (①+②)	7,931	7,966	△35

[編成上の論点]

論点 1

有利子奨学金事業については、若年人口の減少や「有利子から無利子へ」の流れ等により、新規の有利子奨学金の貸与人員数は 24 年度の 92 万人をピークに減少傾向にあるものの、貸与残高及び財融借入残高ともに増加傾向が続いている。同事業の健全性を確保するため、今後どのような延滞防止等の取組みを図っていくのか。

論点 2

「入学時特別増額貸与奨学金」制度の貸与基準の見直し要求がなされているが、本制度創設の趣旨等に沿ったものとなっているか。

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論 点																																																																																															
<p><28 年度要求の概要></p> <p>1. 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、若年人口の減少や奨学金の「有利子から無利子へ」の流れ等により、有利子奨学金の貸与人員を減員(対前年度比 2.0 万人減の 85.7 万人) とする要求がなされている。</p> <p>○ 有利子奨学金事業の貸与人員等の推移 (単位：兆円、万人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸与人員数</td> <td>87</td> <td>91</td> <td>92</td> <td>91</td> <td>87</td> <td>88</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>貸与残高</td> <td>4.3</td> <td>4.8</td> <td>5.3</td> <td>5.7</td> <td>6.0</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>財融借入残高</td> <td>3.6</td> <td>4.1</td> <td>4.5</td> <td>4.9</td> <td>5.3</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 22 年度～26 年度までは実績、27 年度は予算、28 年度は要求。</p> <p>2. 機構は、奨学金事業の健全性確保のため、減額返還制度の導入等の延滞防止策等を講じ、返還できる者からは返還金を適切に回収する取り組みを行っているとしている。</p> <p>3. 今後の延滞防止策として、「学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開」を 28 年夏頃、返還月額が所得に連動する「新たな所得連動返還型奨学金制度」を 29 年度から導入する予定としている。</p>	年度	22	23	24	25	26	27	28	貸与人員数	87	91	92	91	87	88	86	貸与残高	4.3	4.8	5.3	5.7	6.0			財融借入残高	3.6	4.1	4.5	4.9	5.3			<p>論点 1</p> <p>有利子奨学金事業については、若年人口の減少や「有利子から無利子へ」の流れ等により、新規の有利子奨学金の貸与人員数は 24 年度の 92 万人をピークに減少傾向にあるものの、貸与残高及び財融借入残高ともに増加傾向が続いている。同事業の健全性を確保するため、今後どのような延滞防止等の取組みを図っていくのか。</p> <p>【論点に対する考え方】</p> <p>○ 確実かつ有利な運用を求められる財政融資においては、償還確実性が担保される必要がある。</p> <p>この点に関して有利子奨学金の回収等の状況を比率で見ると①フローベースでの全体の回収率は 22 年度 85.4%から 26 年度 87.4%と、②ストックベースでの延滞債権比率は 22 年度 3.7%から 26 年度 3.0%と改善がみられるが、実額で見ると貸与残高の増加に伴い延滞債権額は 22 年度 1,601 億円から 26 年度 1,825 億円と増加傾向にある。</p> <p>(参考 1) 有利子奨学金の回収率の推移 (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th colspan="2">26</th> <th>27</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>4-8</th> <th>(4-8)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約定回収率</td> <td>85.4</td> <td>85.6</td> <td>85.8</td> <td>86.3</td> <td>87.4</td> <td>34.5</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>延滞 1 年未満</td> <td>78.5</td> <td>83.3</td> <td>85.1</td> <td>87.0</td> <td>86.2</td> <td>35.7</td> <td>35.5</td> </tr> <tr> <td> 延滞 3 月未満</td> <td>89.8</td> <td>90.9</td> <td>91.4</td> <td>91.8</td> <td>88.5</td> <td>41.6</td> <td>41.7</td> </tr> <tr> <td> 延滞 3～6 月</td> <td>65.0</td> <td>76.2</td> <td>80.2</td> <td>83.3</td> <td>84.9</td> <td>20.4</td> <td>20.3</td> </tr> <tr> <td> 延滞 6 月～1 年</td> <td>57.7</td> <td>64.3</td> <td>70.1</td> <td>76.2</td> <td>81.0</td> <td>26.2</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>延滞 1 年以上</td> <td>15.3</td> <td>14.4</td> <td>12.2</td> <td>13.3</td> <td>13.5</td> <td>6.2</td> <td>6.8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	22	23	24	25	26		27					4-8	(4-8)		約定回収率	85.4	85.6	85.8	86.3	87.4	34.5	35.3	延滞 1 年未満	78.5	83.3	85.1	87.0	86.2	35.7	35.5	延滞 3 月未満	89.8	90.9	91.4	91.8	88.5	41.6	41.7	延滞 3～6 月	65.0	76.2	80.2	83.3	84.9	20.4	20.3	延滞 6 月～1 年	57.7	64.3	70.1	76.2	81.0	26.2	25.0	延滞 1 年以上	15.3	14.4	12.2	13.3	13.5	6.2	6.8
年度	22	23	24	25	26	27	28																																																																																									
貸与人員数	87	91	92	91	87	88	86																																																																																									
貸与残高	4.3	4.8	5.3	5.7	6.0																																																																																											
財融借入残高	3.6	4.1	4.5	4.9	5.3																																																																																											
年度	22	23	24	25	26		27																																																																																									
					4-8	(4-8)																																																																																										
約定回収率	85.4	85.6	85.8	86.3	87.4	34.5	35.3																																																																																									
延滞 1 年未満	78.5	83.3	85.1	87.0	86.2	35.7	35.5																																																																																									
延滞 3 月未満	89.8	90.9	91.4	91.8	88.5	41.6	41.7																																																																																									
延滞 3～6 月	65.0	76.2	80.2	83.3	84.9	20.4	20.3																																																																																									
延滞 6 月～1 年	57.7	64.3	70.1	76.2	81.0	26.2	25.0																																																																																									
延滞 1 年以上	15.3	14.4	12.2	13.3	13.5	6.2	6.8																																																																																									

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論 点					
	(参考2) 有利子奨学金のリスク管理債権等の推移 (単位：億円、%)					
	年度末	22	23	24	25	26
	破たん先債権	77	82	86	94	103
	延滞債権	1,183	1,229	1,290	1,321	1,338
	3カ月以上延滞債権	341	349	367	372	385
	小計(延滞債権額)	1,601	1,660	1,743	1,788	1,825
	〔残高比率〕	(3.7)	(3.4)	(3.3)	(3.1)	(3.0)
	貸出条件緩和債権 (在学猶予は除く)	924	1,242	1,498	1,693	2,003
	合計(リスク管理債権)	2,525	2,902	3,241	3,480	3,828
	〔残高比率〕	(5.8)	(6.0)	(6.1)	(6.1)	(6.3)
	総貸出残高	43,499	48,456	53,048	57,133	60,480
	<p>○ こうした点を踏まえ26年11月の財投実地監査において、奨学金貸与業務やリスク管理等について検証し改善を求めたところであるが、これらについての取組状況はどのようになっているか。</p>					
	<p>(参考3) 26年11月の財投実地監査結果(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金貸与において連帯保証等を約するための「返還誓約書」が未提出で貸与したケースの存在を確認したため、同誓約書を提出するよう督促等を行うこと。併せて、新規の奨学生から確実に徴求する新たな仕組みを検討すること。 ・ 前回監査(21年度)において、保証機関に対して代位弁済請求を行っていない請求未了債権を確認したが、今般の監査時においても請求未了債権が多数確認されたため、適切に請求を行うこと。 ・ リスク管理について、内部規程の整備や、将来のリスクを把握するための財務状況の試算を行うこと。 					

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論 点
	<p>○ また、今後の延滞防止等の取組みとして、「学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開（28年夏）」や「新たな所得連動返還型奨学金制度の導入（29年度中）」を予定しているが、これらの取組みについての進捗はどのようになっているか。</p> <p>(参考4) 「学校毎の貸与及び返還状況に関する情報の公開」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学生（無利子奨学金及び有利子奨学金）の返還等の状況について、学校毎に「貸与者数」「返還者数」「延滞率」等を取りまとめて公表。 <p>(参考5) 新たな所得連動返還型奨学金制度の導入の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の所得連動返還型奨学金制度（24年度から一部の無利子奨学金貸与者に導入）に替えて、所得把握が容易となるマイナンバー制度の導入を前提に、より柔軟な制度導入を検討中。 ・ 「新たな所得連動返還型奨学金制度」については、奨学生の収入に応じた返還となることから、有利子奨学金に導入する場合には低所得時に返還がないときでも延滞債権として取扱う必要がない一方、キャッシュフローに不測のミスマッチが生じる恐れがあるため、財政融資の償還確実性を担保するという観点から、機構において、更なるリスク管理の高度化が必要となると考えられる。

編成上の論点

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

要求の内容	論 点
<p><「入学時特別増額貸与奨学金」制度の貸与基準の見直し></p> <p>1. 本制度は、株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった人を救済するために、入学後の初回交付時の奨学金に上乘せして学資の貸与を行うことを目的としている。(別紙参照)</p> <p>2. 機構の入学時特別増額貸与奨学金制度について「現行の貸与基準を廃止し有利子奨学金の貸与基準と同一とする」との制度改正要求がなされている。これは、もっぱら手続きの簡素化による利用者利便の向上や機構の事務負担の軽減を目的としている。</p>	<p>論点2</p> <p>「入学時特別増額貸与奨学金」制度の貸与基準の見直し要求がなされているが、本制度創設の趣旨等に沿ったものとなっているか。</p> <p>【論点に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財政融資に係る制度要求については、政策的必要性、償還確実性等の観点から精査する必要がある。 ○ この要求では、これまで「日本政策金融公庫の国の教育ローンを利用しない対象者」とされていた貸与希望者要件が取り払われ、奨学金の利用可能者全てが同制度を利用することが出来るようになる。 ○ このため、この要求は実質的な貸付限度額の増額となることから、貸与を受けた奨学生の返還負担が更に増大することが懸念されるが、償還確実性を担保するとの観点から問題はないか。 ○ また、事実上の貸付限度額の増額要求を、利用者利便の向上や事務手続きの簡素化を理由として実施することは政策的必要性の観点からも問題があるのではないか。 ○ 更に、この要求にあるとおり、学生から機構に対する「日本政策金融公庫が融資しないこととした通知文」の提出を廃止した場合には、日本政策金融公庫から融資を受けることができない人の救済措置の疎明ができず、給与収入が400万円を超える世帯の学生について、制度の重複が生じることとなるが問題ないか。

現行「入学時特別増額貸与奨学金」制度等の概要

	日本学生支援機構		日本政策金融公庫
	有利子奨学金	入学時特別増額貸与奨学金	国の教育ローン
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう学資の貸与を行う。	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった人を救済するために、学資の貸与を行う。 (公庫の国の教育ローンの救済措置)	家庭の経済的負担の軽減、教育の機会均等という目的のために、主に入学時の費用を一括して融資する。
対象者	学生本人（無資力）		保護者又は学生本人（社会人等のみ）
保証制度	①人的保証：連帯保証人（原則、父母）と保証人（原則、おじ・おば・兄弟姉妹等の4親等以内の成年） ②機関保証：（公財）日本国際教育支援協会のいずれかを選択 （参考）人的保証の利用割合：51.7%（H26） 機関保証の利用割合：48.3%（H26）		①人的保証：4親等以内の親族 ②機関保証：（公財）教育資金融資保証基金 のいずれかを選択
基準	学力基準は、 ①平均以上の成績の学生、 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生、 ③学修意欲のある学生 家計基準は、4人世帯で私立大学に自宅通学の場合、1,169万円以下。	給与所得世帯で400万円程度以下の者。この所得を超える者は、公庫が融資できない旨を記載した公庫発行の通知文等を提出。 （公庫の国の教育ローンに対する救済措置の疎明）	家計（世帯の年収）が、例えば子供2人の場合、890万円以下。 なお、審査により融資を断られることがある。
金額	大学の場合、月額3, 5, 8, 10, 12万円を選択	10万円刻みで最高50万円を選択	350万円以内（外国の大学等への留学の場合450万円以内）
時期	毎月11日に貸与	入学後の初回交付時（11日）に貸与	審査終了後（入学前も可）に全額を一括して貸付